平成２７年（フ）第６号
静岡県三島市谷田325番地
債務者　米山　敏彦
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
静岡県富士市青島町68番地　遠藤アパートＡ－11号
債務者　鍋山　純男
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３３号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番305－405号、前住所大阪府泉南郡熊取町野田１丁目12番７号
債務者　上野　**靜**代
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
長崎県諫早市貝津町2834番地３　田中アパート１棟２階、前住所長崎県諫早市福田町2723番地１
債務者　嶋田　　幸
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
北海道帯広市緑ケ丘１条通６丁目３番地２　コーポラスＹＯＳＨＩＴＯ310号
債務者　野坂　　広
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
岡山県津山市小田中628番地３
債務者　トラットリア　バール　バル寅こと　礒貝　　翔
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷4007番地
債務者　于　　海英
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
長崎県長崎市大橋町４番37－202号、旧住所長崎県長崎市ダイヤランド２丁目11番11号
債務者　鹿野　絵美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
長崎県大村市池田２丁目901番地５
債務者　鳩野　　優
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目４番地12　コーポラスＴＯＭＡ302
債務者　大田　浩美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９号
北海道上川郡美瑛町西町４丁目６番25号
債務者　岩本　孝史
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１号
北海道旭川市東光９条５丁目５番６号
債務者　筒井千亜紀
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
北海道旭川市宮下通26丁目490番地の30　エステート宮下26Ａ303号
債務者　港谷　歌織
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
北海道旭川市曙２条６丁目１番１号　グループホームあけぼのⅡ
債務者　野寺　盛夫
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
北海道旭川市東光11条１丁目１番29号　リバーハイツ・アン101
債務者　谷口　将代（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
北海道旭川市６条通24丁目375番地　市住2146号
債務者　植木　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部